

第 1 0 5 号議案

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

令和 4 年度広島市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 4 年度広島市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 7 億 3 , 6 6 4 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 , 8 9 1 億 4 1 0 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

広島市長 松 井 一 實

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 国庫支出金		161,532,966 ^{千円}	2,943,652 ^{千円}	164,476,618 ^{千円}
	1 国庫負担金	97,669,810	114,242	97,784,052
	2 国庫補助金	38,824,376	2,829,410	41,653,786
19 県支出金		33,577,769	870,401	34,448,170
	2 県補助金	6,671,656	870,401	7,542,057
22 繰入金		10,236,388	1,980,738	12,217,126
	2 基金繰入金	8,654,624	1,980,738	10,635,362
23 繰越金		1	1,890,049	1,890,050
	1 繰越金	1	1,890,049	1,890,050
25 市債		70,760,100	51,800	70,811,900
	1 市債	70,760,100	51,800	70,811,900
歳入合計		681,367,466	7,736,640	689,104,106

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,651,094 ^{千円}	9,171 ^{千円}	1,660,265 ^{千円}
	1 議 会 費	1,651,094	9,171	1,660,265
2 総 務 費		54,018,925	1,799,646	55,818,571
	1 総務管理費	20,697,563	1,328,717	22,026,280
	2 市民生活費	18,569,988	419,065	18,989,053
	3 世界平和国際交流費	2,030,980	2,036	2,033,016
	4 税 務 費	4,554,748	25,704	4,580,452
	5 戸籍住民基本台帳費	3,431,920	22,894	3,454,814
	6 選 挙 費	950,239	401	950,640
	7 統計調査費	125,501	712	126,213
	9 監査委員費	331,175	117	331,292
3 民 生 費		227,421,067	331,024	227,752,091
	1 社会福祉費	96,456,066	55,968	96,512,034
	2 児童福祉費	89,025,252	257,209	89,282,461
	3 生活保護費	41,911,332	17,847	41,929,179
4 衛 生 費		79,261,405	1,130,649	80,392,054
	1 保健衛生費	26,031,035	1,099,152	27,130,187
	2 原爆被害対策費	29,424,578	4,317	29,428,895
	3 環 境 費	23,629,699	27,180	23,656,879
6 商 工 費		16,535,407	2,276,824	18,812,231
	1 商 工 費	16,535,407	2,276,824	18,812,231

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 土 木 費		108,415,069 ^{千円}	371,485 ^{千円}	108,786,554 ^{千円}
	1 土木管理費	5,961,722	28,327	5,990,049
	2 道路橋りょう費	30,474,756	1,932	30,476,688
	5 公園墓園費	12,853,127	93,516	12,946,643
	6 都市計画費	51,870,248	244,286	52,114,534
	7 住 宅 費	3,336,398	3,424	3,339,822
8 消 防 費		14,300,626	88,729	14,389,355
	1 消 防 費	14,300,626	88,729	14,389,355
9 教 育 費		101,666,437	1,729,112	103,395,549
	1 教育総務費	14,793,593	22,596	14,816,189
	2 小 学 校 費	41,728,288	1,045,239	42,773,527
	3 中 学 校 費	21,965,577	411,391	22,376,968
	4 高等学校費	6,036,303	124,120	6,160,423
	5 特別支援学校費	3,686,147	51,097	3,737,244
	6 幼 稚 園 費	753,652	9,231	762,883
	7 青少年育成費	5,963,703	61,173	6,024,876
	8 保健体育費	6,739,174	4,265	6,743,439
歳 出 合 計		681,367,466	7,736,640	689,104,106

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
6 商 工 費	1 商 工 費	省エネ機器導入支援事業	2,101,000 ^{千円}

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
広島市吉島老人いこいの家管理	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	千円 27,783
夜神楽特別公演等の開催	令和 5 年度	13,000

第４表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前	補 正 後			
似島歓迎交流センター整備事業	千円 277,700	千円 329,500	普通貸借 又 は 証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。)	8.5% 以 内	起債年度の翌 年度から据置期 間を含め３０年 以内に、元利均 等その他の方法 により償還する。 ただし、融資条 件又は市財政の 都合等により、 これを繰上償還 し、償還年限を 短縮し、又は借 換えすることが できる。

第 1 0 6 号議案

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

令和 4 年度広島市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度広島市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 4 3 8 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 6 億 1, 1 3 4 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

広島市長 松 井 一 實

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 越 金		千円 —	千円 84,386	千円 84,386
	1 繰 越 金	—	84,386	84,386
歳 入 合 計		16,526,962	84,386	16,611,348

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 16,226,836	千円 82,947	千円 16,309,783
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	16,226,836	82,947	16,309,783
3 諸 支 出 金		49,448	1,439	50,887
	1 還 付 金	49,448	1,439	50,887
歳 出 合 計		16,526,962	84,386	16,611,348

第 1 0 7 号議案

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

令和 4 年度広島市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度広島市の中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8, 9 8 4 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0 億 5, 6 2 7 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることが出来る事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

広島市長 松 井 一 實

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		1,082,686 ^{千円}	95,425 ^{千円}	1,178,111 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	1,082,686	95,425	1,178,111
4 諸 収 入		432,574	94,424	526,998
	2 雑 入	358,174	94,424	452,598
歳 入 合 計		2,866,429	189,849	3,056,278

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中央卸売市場費		2,511,356 ^{千円}	189,849 ^{千円}	2,701,205 ^{千円}
	1 総務管理費	2,511,356	189,849	2,701,205
歳 出 合 計		2,866,429	189,849	3,056,278

第 2 表 債務負担行為

新 規

事 項	期 間	限 度 額
新 中 央 市 場 の 整 備	令和 5 年度から 令和 14 年度まで	千円 51,859,000
新 中 央 市 場 の 整 備 (契約締結等支援業務委託)	令 和 5 年 度	12,300

第 1 0 8 号議案

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

令和 4 年度広島市国民宿舎湯来ロッジ等特別会計補正予算（第
1 号）

令和 4 年度広島市の国民宿舎湯来ロッジ等特別会計補正予算（第 1 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 , 0 8 4 万 5 千円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1 , 9 3 6 万 4 千円
とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

広島市長 松 井 一 實

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		48,855 ^{千円}	60,845 ^{千円}	109,700 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	48,855	60,845	109,700
歳 入 合 計		58,519	60,845	119,364

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		13,094 ^{千円}	60,845 ^{千円}	73,939 ^{千円}
	1 事 業 費	13,094	60,845	73,939
歳 出 合 計		58,519	60,845	119,364